

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南知多町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南知多町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法による保険給付の支給・保険料の賦課徴収に関する事務は、介護保険法に基づき本町の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として、第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務を行っている。 本町においては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出や被保険者証の再交付に係る申請書等の資格管理 ②介護保険料の算定に必要な情報の照会 ③賦課情報を被保険者・関係機関へ通知 ④介護保険料の収納 ⑤要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービスの計画の届出 ⑥福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い ⑦介護保険高額介護サービス費等の支給申請 ⑧介護保険負担限度額の認定申請 ⑨介護保険に係る証明書の発行
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー (※標準化前、標準化後で変更なし)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項 (情報提供の根拠) 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生部 ふくし課
②所属長の役職名	ふくし課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚生部 ふくし課 住所: 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号: 0569-65-0711

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生部 ふくし課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、特定個人情報の取得時にはダブルチェック等を行い、情報の誤りが無いか確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行う。システム内での管理及び権限付与の制限をする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	MCWEL介護保険システムV2	1. MCWEL介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム		
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一「68」	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 内閣府総務省令第5号第50条		
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ	番号法第19条第7項 別表第二「93、94、95」	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)		
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健介護課長 鈴木 正則	保健介護課長		
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規		
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. MCWEL介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー (※標準化前、標準化後で変更なし)		
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 内閣府総務省令第5号第50条	番号法第9条第1項 別表100の項		
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56/2、58、61、62、80、87、90、94、108の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、 第23条、第42条、第44条、第47条、第55条	(情報照会の根拠) 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132の項 (情報提供の根拠) 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項		
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	厚生部 保健介護課	厚生部 ふくし課		
令和7年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健介護課長	ふくし課長		
令和7年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健介護課 高齢者介護係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	厚生部 ふくし課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健介護課 高齢者介護係 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711	厚生部 ふくし課 住所:愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号:0569-65-0711		
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点		
令和7年9月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	新規		
令和7年9月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	新規		